

広域相談支援体制整備事業（胆振圏域）委託業務
企画提案説明書

I 委託業務名

広域相談支援体制整備事業（胆振圏域）委託契約

II 事業目的

西胆振障がい福祉圏域及び東胆振障がい保健福祉圏域に相談支援に関する地域づくりコーディネーターを配置し、地域の相談支援体制等の構築や施設入所者等の地域生活への適切な移行に向けた地域づくりに関する助言及び調整等の広域的支援を行い、障がい者が希望する地域で安心して生活できることを目的とする。

III 委託業務内容

別添「広域相談支援体制整備事業実施要綱」（以下「要綱」という。）のとおり

IV 委託契約の方法等

1 契約方法

随意契約

2 契約の相手方の選定

当該委託業務の実施内容及び遂行方法等について、企画提案書を審査会等において審査し、最良と認められる企画提案書を提出した事業者を随意契約の相手方の候補者とする公募型プロポーザル方式を採用する。

3 契約期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

4 契約書

選定された企画提案書を作成した事業者に対して別途作成・提示する。

5 契約保証金

(1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の免除、納付方法等については、地方自治法施行令第167条の16、北海道財務規則第171条及び172条に定めるところによる。

V 予算上限額

10,864千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

VI 企画提案の選定基準

企画提案書に記載された内容について、次の選定基準により評価する。

1 地域づくりコーディネーターの要件について

(1) 地域の協議会を中心とした相談支援体制の整備に携わった実績

(2) 要綱で定める事業に係る相談支援業務等に従事した経験年数

(3) 要綱で定める資格

2 地域づくりコーディネーターの配置場所（公平性・中立性の確保）

3 事業受託にあたっての基本方針について

- (1) 地域の相談支援体制の構築
- (2) 施設入所者等の地域生活移行に向けた地域づくりの支援
- (3) 地域生活支援拠点等の整備及び整備後に向けた市町村への支援

4 業務内容について

- (1) 市町村への支援
- (2) 圏域内の相談支援体制の充実等

Ⅶ 手続き等

1 担当部局

北海道胆振総合振興局保健環境部社会福祉課
〒051-8558 北海道室蘭市海岸町1丁目4番1号
むろらん広域センタービル 2階
〈電話〉0143-24-0782 〈FAX〉0143-22-5285

2 企画提案書の提出

胆振総合振興局を単位として作成すること。

- (1) 提出要請 参加資格を有する参加表明者へは、企画提案書の提出要請書を改めて送付する。
- (2) 提出部数 10部（事業者名の記入あり～1部、事業者名の記入なし～9部）
- (3) 提出場所 Ⅷの1に同じ
- (4) 提出期限 令和6年（2024年）3月4日（月）午後5時まで
- (5) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）による
- (6) 企画提案書の内容 別紙様式の記載内容に基づき作成すること。（A4縦版）

3 提案内容に関するヒアリング

企画提案書の内容に係るヒアリングの日時及び場所については、別途通知する。
なお、ヒアリングには、当該委託業務の地域づくりコーディネーターとなることを予定している者が必ず出席すること。

Ⅷ その他

1 企画提案書が次のいずれかに該当する場合には無効となることがある。

- (1) 提出期限、提出先、提出方法が適合しないもの
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- 2 ヒアリングに参加しなかった場合のプロポーザルは無効とする。
 - 3 企画提案に要する費用は、すべて企画提案者の負担とする。
 - 4 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
 - 5 企画提案の採否については、文書で通知する。
 - 6 提出された企画提案書は返却しない。